

市第 126 号議案

横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正

横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第22条中「の部分」の次に「（第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）」を加え、同条第2号中「1以上の経路」を「経路（当該利用居室が劇場等の客席である場合にあつては、車椅子利用者用経路を含む。）」に改め、同条第4号中「車いす利用者用便房」を「車椅子利用者用便房」に、「1以上の経路」を「経路（当該利用居室が劇場等の客席である場合にあつては、車椅子利用者用経路を含む。）」に改め、同条第6号中「車いす利用者用駐車施設」を「車椅子利用者用駐車施設」に、「1以上の経路」を「経路（当該利用居室が劇場等の客席である場合にあつては、車椅子利用者用経路を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第22条第4号の改正規定（「車いす利用者用便房」を「車椅子利用者用

便房」に改める部分に限る。) 及び同条第 6 号の改正規定(「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例第 22 条(第 2 号、第 4 号及び第 6 号に係る部分に限る。) の規定は、この条例の施行の日以後に着手する増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号) 第 2 条第 19 号に規定する特別特定建築物をいい、横浜市福祉のまちづくり条例第 19 条に規定する特定建築物を含む。) にすることを含む。以下同じ。) について適用し、同日前に着手した増築又は改築については、なお従前の例による。

提 案 理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市福祉のまちづくり条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（増築等に関する適用範囲）

第 22 条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物（第 19 条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）にすることを含む。第 1 号において「増築等」という。）をする場合には、前条の規定により規則で定める事項については、次に掲げる建築物の部分（第 2 号、第 4 号又は第 6 号の経路が 2 以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。

（第 1 号省略）

- (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路（当該利用居室が劇場等の客席である場合にあっては、車椅子利用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（第 3 号省略）

- (4) 第 1 号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第 6 号において同じ。）から車椅子利用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が劇場等の客席である場合にあっては、車椅子利用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（第 5 号省略）

- (6) 車椅子利用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられる車いす利用者用駐車施設

ものに限る。) から第 1 号に掲げる部分にある利用居室までの
経路 (当該利用居室が劇場等の客席である場合にあっては、車
1 以上の経路
椅子使用者用経路を含む。) を構成する出入口、廊下等、階段
、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路